

第四節 図画取調掛

図画取調掛設置

文部省では明治十八年二月九日に局課の改置が行われ、普通、専門学務局は学務一、二局と改称された（両局長は前と同じ）。したがって、岡倉覚三は学務一局詰となったわけであるが、同年十一月二十六日に同局から左記の伺いが提出された。内容からみてそれが岡倉と局長浜尾新との提携によって提出されたものであることはほとんど疑いを容れない。

圖畫教育ヲ猶一層精密ニ調査セシメラレノ爲ニ學務一局内ニ圖畫取調掛ヲ設ケラル、ノ必要ハ別紙ニ陳述候通ニ有之就テハ右取調係被設候上ハ從來學務兩局ニ於テ圖畫調査ヲ囑托相成居候東京大學教授フエノロサ學務一局詰岡倉覺三同狩野芳崖非職豫備門助教諭狩野友信ノ四名ニ圖畫取調委員會命セラレ可然哉併セテ至急仰高裁候也

(付箋)

狩野友信ノ儀ハ非職ニ付委員被命候節ハ其處分方向尙可伺出候心得ニ御座候

(別紙)

圖畫教育ノ今世文明開達ノ需求ニ緊切ナルハ論ヲ俟タス殊ニ本

邦ノ如キ美術工藝ニ適スル國柄ニ在テハ最も重要ノ關係ヲ有シ就中外國商業ノ盛衰ニ繫ルヲ實ニ鮮ナカラサルモノ有之是故ニ工藝及商業等ノ専門教育ハ勿論其基本タル普通教育ノ點ヨリ之ヲ論スル片モ圖畫ヲ調査改良スルハ目下ノ急務タルハ亦多辯ヲ要セス然ルニ本邦學制頒布以來諸學校ニ圖畫ノ科ヲ設ケラレタリト雖モ未タ特別ニ之レカ調査ニ著手スルノ運ニ至ラス故ニ今日ノ圖畫法タル自然不完全ナルヲ免レス今ニシテ之ヲ改良スルニ非スンハ畜ニ教育上ニ十分ノ裨益を呈セサルノミナラス工藝技術ノ衰頹ヲ招キ商業等ニ於テ大ニ影響ヲ生スルヲナキヲ保セス此ヲ以テ客年十一月本省學務兩局ノ間ニ委員ヲ置カレ專ラ圖畫教育ノ基礎ヲ調査セシメラレタリト雖モ猶更ニ圖畫取調係ヲ設ケラレ授業ノ目的、方法、順序等ヲ精査セシメラレ兼テ傳習生ヲ募集教養シテ實際ノ適否ヲ取調ラレ候ハ、猶一層精確ノ結果ヲ得十分ニ圖畫改良ノ趣旨ヲ貫徹可致ト存候且又將來本省ニ於テ美術學校ヲ設立シ繪畫彫刻等ノ美術及其他ノ應用美術ノ恢張ヲ計畫セラルヘキ要用モ有之候ヘハ今日ヨリ豫メ美術中關係ノ最重要ニシテ範圍ノ最も廣大ナル圖畫ノ一科ニ著手セラレ候儀ハ他日美術學校設立ニ際シ適良ノ準備トモ可相成存候仍テ右取調係ヲ學務一局所屬トシテ設置シ僅少ノ費額ヲ以テ之レカ端緒ヲ開カレ可然存候右教授要旨其他著手ノ方法ハ追テ取調可仰裁可候得共先以テ圖畫取調係ヲ設ケラル、ノ儀至急仰高裁候也

〔法規分類大全目録〕明治二十四年二月六日。内閣記録局編輯

この文書は冒頭で図画取調掛を置くことと、フェノロサ、岡倉寛三、狩野芳崖、狩野友信の四名をその委員に任命することを同時に要請している。図画取調掛という名称はほかの各種の取調掛がそうであったように暫定的な機関であることを意味しているが、政府の一機関としての権能を有することは明白である。その組織を同志のみで固めて事態を有利な方向へ導こうという意図がそこに現われている。

別紙ではまず図画教育改良の趣旨を述べ、現行図画教育は教育上の裨益、工芸技術の発展、商業の観点からみて不完全なものであるから改良法を講じなければならぬとする。工芸技術はいうまでもなく伝統的な美術工芸を指す。また、商業は外国商業つまり美術工芸品の海外輸出を意味する。輸出拡大といういわば国家的目標を前面に押し出しているところはさきの美術局設置建言書と同様である。次に図画取調掛設置の目的について述べ、右の趣旨に基づいて図画調査会が行った調査をより完全ならしむるための業務（授業の目的、方法、順序等の精査および伝習生の教育）を行うのが目的であるとしている。図画調査会が図画教育国風化を是とする決議を行なったことは前に述べたとおりであるから、その業務は国風図画教育実施の準備を行うことを意味しているのもちろんである。伝習生の教育とは図画教員養成の意味と考えられる。

このように設置の目的を示した上で、それと関連づけて美術学校設立の問題を提起している。ただし、「且又將來本省ニ於テ美術學校ヲ設立シ繪畫彫刻等ノ美術及其他ノ應用美術ノ恢張ヲ計畫セラルヘキ要用モ有之候ヘハ」云々という提起のし方は文脈からみてやや

唐突である。なぜこのような提起のし方をしたかという点、一つには岡倉らが美術学校設立問題と図画教育改良問題とを別個のものとして考えていたことに起因すると考えられる。さきに美術局設立運動の項で触れたように、岡倉らが想定していた美術学校は美術家と考案家の養成を旨とするものであり、図画教員養成が主目的ではなかった。彼らにとっては、伝統美術の保護、発展や輸出拡大を促進するためには美術家や考案家の養成の方が普通図画教育改良の問題よりも遥かに重要かつ急務だったのである。彼らが美術学校設立を急いでいたことは図画取調掛設置とともにその設立準備に着手したことがよく証明しているが、そうした活動を展開する上での布石としてこの文書の中で敢えて美術学校設立問題を提起し、しかも「繪畫彫刻等ノ美術及其ノ他ノ應用美術ノ恢張」のための美術学校という彼ら自身の設立構想を明記しておく必要があつたのではないかと思われる。

なお、「將來本省ニ於テ美術學校ヲ設立シ……計畫セラルヘキ要用モ有之候ヘハ」という言い回しには文部省が美術学校を設立することが内定でもしているかのような感もあるが、実際にそうした状況が生じていたことも考えられなくはない。というのは、図画取調掛設置の伺いが提出される少し前の明治十八年六月三十日発行『大日本美術新報』第二十二号に、

○美術學校 其筋にては美術學校を起し我國固有の美術及び歐洲各國の美術に關する技藝を教授せんと計畫あるよしは豫て聞く所なるが今度いよ／＼設立せらるゝ事に決したるよし

という記事が載っているからである。なお、この報道が事実とすれば、政府部内には和洋並立主義の美術学校を設立する計画があったことになり、とするとフェノロサや岡倉らの主義とは対立する主義が適用されようとしていたことになるが詳細は不明である。

右の伺いは直ちに承認され、翌十二月十日、次の通達をもって学務一局に図画取調掛が設置された。

学務一局長達十八年十二月十日

学務一局各員

當局處務概則中左記ノ通追加候條此旨相達候事

局中別ニ圖畫取調掛ヲ置キ圖畫教育ニ係ル事項ヲ調査ス

圖畫取調掛ニ長ヲ置キ局長其局員中ヨリ之ヲ擔任セシメ且掛

員中特ニ委員ヲ定メ主掌事項ノ調査ニ従事セシム

〔法規分類大全目録〕前出)

同年同月二十八日、文部省局課改置が行われた結果、図画取調掛は文部大臣官房(官房長辻新次)第四課所屬となり、同時に岡倉寛三も文部大臣官房詰となった。第四課は学士会院、音楽取調掛、訓育院、教育博覧会、海外留学生、および図画取調掛等に関する事務を司る課であった。

翌十九年二月、図画取調掛は大臣官房総務局(局長辻新次)文書課所屬となり、事務局が小石川植物園の集会所に置かれ、岡倉寛三がその主幹となった。

人員についていうと、岡倉のほかには委員のフェノロサと今泉雄

作、雇の狩野芳崖(明治十九年一月十四日採用、月給十五円)、狩野友信(同日採用、月給二十円)、藤田文蔵(同日採用、月給三十円)らがいる。この中で異色なのは藤田文蔵で、彼は工部美術学校出身の彫刻家であるが、図画取調掛において彫刻の部門を担当することになった。彼が採用されたのち、明治十九年三月に図画取調掛彫刻場の新築が完成している(『文部省第十四年報』)。

狩野芳崖には岡不崩、岡倉秋水、高屋肖哲、本多天城らの弟子がいて、彼らも師匠に随って図画取調掛へ通った。岡不崩は、学校に通う心算りで毎日弁当を持って通い、絵を描いていたといっている。図画取調掛の場合、音楽取調掛のように正式に伝習生を置くには至らなかったが、彼らの立場はこの伝習生に擬せられるべきものであった。

なお、橋本雅邦は、彼の履歴書(本学蔵)を見る限りでは図画取調掛が東京美術学校と改称されたのちの明治二十一年四月に初めて参加したように見えるが、しかし、左記の雅邦の発言によれば割合早い時期から同掛に関係していたことが考えられる。

〔芳崖は〕岡倉氏の周施^{アツ}で私よりは先に繪畫取調所^{アツ}に出る様になりました、或時岡倉氏が先づ芳崖の所へ出て呉れる様にと口を掛けると、私を推選して呉たさうで、それから岡倉氏が私の所へ來られた、私は當代繪畫に於て芳崖の上に立つものはない、是れ芳崖でなければ其衝に當るものはない事を辨じます、芳崖は私に讓る、私は芳崖を推す、此間二三交渉の末、一先づ芳崖が出る様になりました、其後引續いて私も出ることにになりま

した。

『明治十二傑』明治三十二年六月十五日。博文館)

図画取調掛と美術学校設立準備

従来、図画取調掛は設置とともに美術学校設立の準備を開始したといわれてきた。ここでその是非を検討しておく必要があるが、同掛の場合、音楽取調掛と違って事業に関する公的記録が全く現存しておらず(明治四十四年の東京美術学校火災で焼失した可能性が大きい)、事業の実体を把握できないのが現状である。しかし、右の通説の正当性を裏付ける証左をいくつか掲げることができる。その一つは設置後間もない時期に狩野芳崖や狩野友信と一緒に藤田文蔵が雇われ、彫刻場の新築が行われていることである。この措置が彫刻の部門を含む美術学校の設立を前提としたものであることはいうまでもない。もう一つはフェノロサの「日本美術行政に関する提言」草稿(『フェノロサ資料』所収)である。この草稿は記載事項からみて明治十九年二、三月、すなわち図画取調掛発足後間もない時期の執筆と考えられ、美術局設置の促進を目的として書かれているが、その中に次のような部分がある。

〔フェノロサらの——編者註〕計画の第一部は、美術家やデザイナーのための学校教育制度であります。東京の中央美術師範学校から、完全な体系(ここで詳細に立入ることはできません)の訓練を受けた教師たちが全国の公立学校で日本画の授業

を指導するために地方へ派遣されるでしょう。才能ある若者はすぐ発見され、中央の学校においてもっと専門的な教育を受ける機会を与えられるでしょう。この案はなお幾つかの部門に分けて練られなければなりません。中央美術学校をはじめとする学校教育計画の根幹は、デザイン諸法則の実際の総合的体系であります。それらの法則は絵画、彫刻、工芸(たぶん建築も含む)の各専門学部において応用的に拡大する必要があります。やがては、見習い用の実践的仕事場をこれに関連して設立しなければなりません。商人が西洋の美術需要の特別注文を届けに来るのは、この学校の教師、高学年の学生、実践的美術家、デザイナーたちの所でしょう。この発注品は、そのような需要のためのデザインを専門に研究し、授業を主要目的とする人々の監督下に製作されるでしょう。これはすべて、農商務省ではなく、文部省の機能に属することです。実業家は、教育の必要やすぐれた芸術家の訓練のために必要な細心の注意を要する機構について無知に等しいからであります。幸いにも、「中央美術学校」のささやかな予算の形で、そのような学校制度の萌芽が暫定的ながら文部省の手で既に蒔かれました。まだ開校はしていませんが、その機構や計画は「約一行解読不能」。しかし最初十分と思われた額はその目的には少なすぎます。実際のな人々が皆その成熟を熱望する中で、この萌芽を育て、支えを与えることの重要性を認め、さらに急速に円熟に至らせる処置を講ずることは内閣の責任です。実際の外国人は皆、その開校、それが洗練と成熟を達成する方法を切望しています。